

# 管理機関の業務の適正性の確保

平成18年10月25日（水）

金融庁

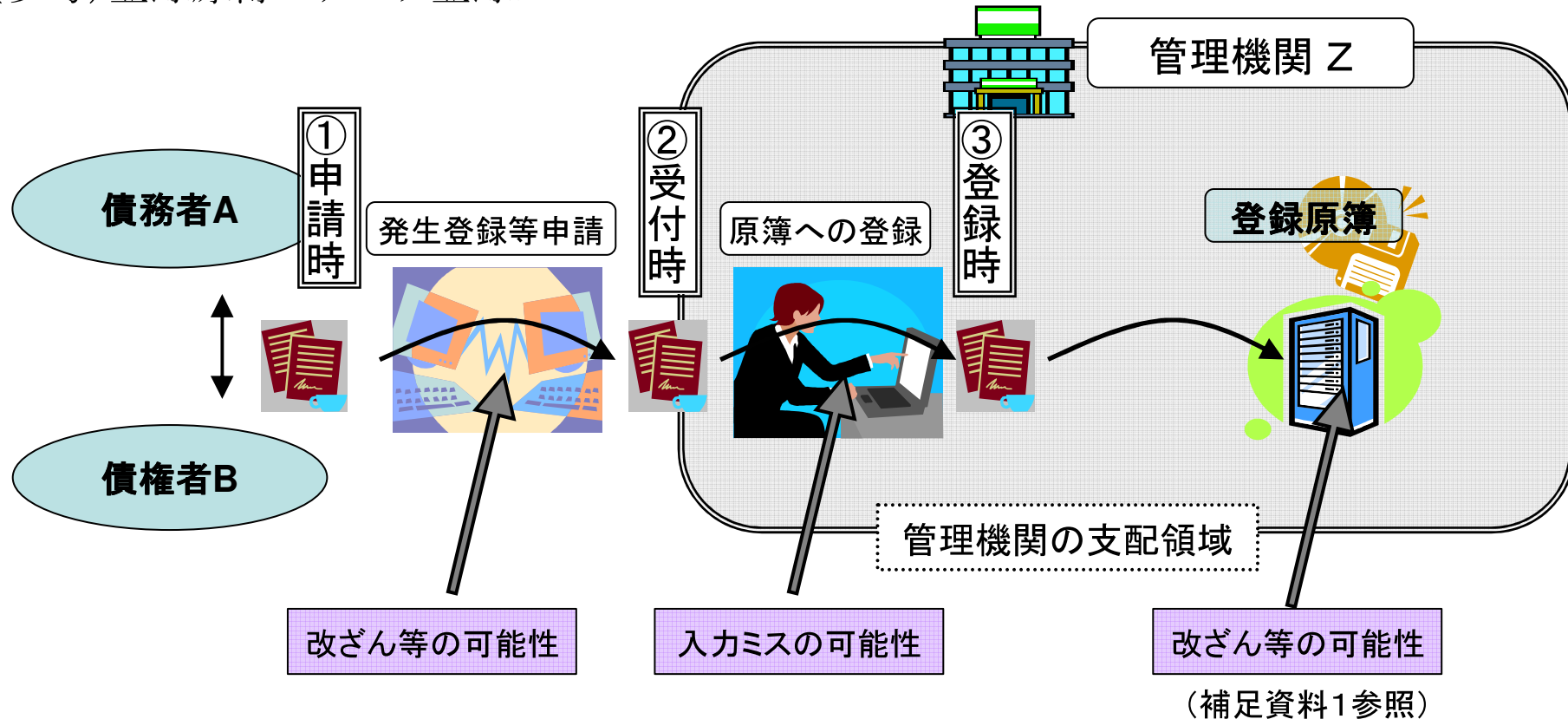
# 目次

1	登録原簿の真正性の確保	.....	2
2	管理機関の破綻	.....	4
3	管理機関の兼業	.....	6
4	管理機関の要件等	.....	7

# 1. 登録原簿の真正性の確保

- 電子登録債権については、電子的に登録原簿が作成され、この登録原簿に基づき権利の発生・譲渡等が行われるため、登録原簿のデータの真正性が確保されることが必要である。このため、データの改ざん・消滅を防止するための措置が重要である。
- 改ざん等を防止するための措置として、例えば情報管理態勢の整備、情報セキュリティ水準の確保、適切な本人認証の実施等の措置を講ずることが必要である。
- 改ざん等が行われた場合の管理機関の責任については、過失の証明責任を管理機関に転換する案などが法制審中間試案で示されている。改ざん等を早期に発見し、改ざん等が生じた際の責任関係の検証に備えることが必要であり(次頁参照)、例えば、管理機関は次のような措置を講ずることが考えられる。
  - ・ 申請受付時のデータを保存するため、申請内容をオフラインの電磁媒体に記録する。
  - ・ バックアップのため、申請記録を情報処理センターとは地理的に隔離する。
  - ・ 各作業において時刻スタンプを押す。
- その他、登録原簿の真正性を確保するための措置として、どのようなものが考えられるか。

(参考) 登録原簿のデータ登録プロセス



(参考) 法制審中間試案 第1の4(5)

「4.登録 (5) 不実の登録についての管理機関の責任

管理機関は、登録原簿に当事者の申請と異なる内容が登録されたとき、申請がないにもかかわらず登録がされたとき又は管理機関が自らの権限により登録すべき事項について事実と異なる登録がされたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。[ただし、管理機関が[不可抗力によることを][その職務を行うについて注意を怠らなかったことを]証明した場合は、この限りでないものとする。]

## 2. 管理機関の破綻

○ 管理機関が破綻する要因として、次のようなものが考えられる。

- 管理業の不振
- 登録原簿の管理ミス等による賠償責任
- 他業の不振による影響（兼業が認められる場合） 等

○ 管理機関が破綻した際には、登録原簿の他の管理機関への移管、利用者による手形等他の代替物への変更等の対応が考えられるが、次のような問題が生じると考えられる。

- 登録原簿の移管に際し、電子登録債権の利用に制約が生じる。
- 利用条件に合わない管理機関の利用を求められる場合が生じる。
- 電子登録債権に代えて手形等を利用せざるを得ない場合が生じる。
- 管理機関自らが弁済資金の授受を行う際、資金が債権者に渡らない場合が生じる。
- 電子登録債権制度への信認が低下する。

(参考) 法制審中間試案第1の4(1)

「登録原簿は、管理機関の事業の承継等がされる場合以外は、他の管理機関に移転されないものとする。」

○ 民間主体である管理機関の破綻が生じることは止むをえないとしても、破綻を極力回避する必要があるのではないか。また、破綻の場合の円滑な措置が必要ではないか。このため、例えば次のような措置が考えられるのではないか。

- 十分な財産的基礎の保有
- 外部監査の実施
- 倒産隔離のための兼業の禁止(制限)
- 行政による経営状況の把握(管理業の収支報告等)、業務改善命令
- 早期(破綻前)の登録原簿の移管命令
- 破綻後の円滑な登録原簿の移管

(注) 管理機関の破綻に備えたセーフティネットを設けることは適当でないと考えられる。

○ その他、破綻防止のための措置として、どのようなものが考えられるか。

### 3. 管理機関の兼業

○ 管理機関が管理業以外の業(他業)を行うことには、次のような利点や弊害が考えられる。

(利点)

- 多様な事業主体が本体で管理業に参入でき、ビジネスモデルに応じた電子登録債権の利用が容易になる。
- 管理業に損失が生じた場合に、他業によりカバーすることができる。
- システム共有等による経営効率の向上を図ることができる。
- 情報の共有等により、他業と管理業との間で相乗効果が期待できる。
- 金融機関が管理機関となる場合には、金融機関間の口座送金を利用した同期的管理が容易になる。

(弊害)

- 公正性・中立性を阻害するおそれがある。
  - ― 管理機関が自ら取り扱う電子登録債権の債権者・債務者になることの弊害(利益相反)
  - ― 他業への情報の流用
  - ― 一定の取引関係にある者への利用の限定
  - ― 特定の金融機関口座の利用の強制
- 他業の不振により破綻するおそれがある。

○ 管理機関による兼業を認めるべきかどうか。

- 社債等振替機関、株式保管振替機関、証券取引清算機関などは原則として兼業が認められていない。
- 兼業を禁止しても、子会社方式により多様な事業主体が管理機関になることは可能である。
- 他法における兼業に関する規定としては、罰則の強化、みなし公務員規制、部門間の情報<sup>6</sup>交換の禁止、情報の目的外利用の制限、担当者の分離などがある。

## 4. 管理機関の要件等

- 管理機関が行う電子的な債権の管理については、法的効果を与えられるものであることを踏まえ、一定の要件を課すなど適切な制度とすることが適切と考えるがどうか。

(注) 管理機関と類似した機関である株券等保管振替機関、社債等振替機関について、指定制がとられている。

- 電子登録債権制度について信頼性を確保するため、利用者が二重払いの危険等を回避できるよう、どの管理機関も、一定の同期的管理能力が必要ではないか。

- 管理機関については、例えば次の要件が求められるのではないか。

### イ 業務遂行能力（登録原簿管理能力及び同期的管理能力）があること

- 登録原簿管理能力
  - － 情報管理の徹底
  - － 情報セキュリティ水準の確保
  - － 本人認証の実施
- 同期的管理能力

(注) 同期的管理能力はビジネスモデルに応じて変わりうるものと考えられるが、業務規程によって業務が規定されることから、業務規程の認可で確認が可能であると考えられる。



ロ 財産的基礎(賠償能力及びシステム投資能力)があること

- 一定額の資本の維持
- 外部監査の実施
- 兼業が認められる場合の管理業についての収支区分

ハ 社会的信用があること(不適格性がないこと)

- 管理機関が、債権譲渡登記や公証人等が行う確定日付等に代わる権限を有すると考えられ、社会的信用が重要であることから、会社法などの法令に違反し、罰金刑を処せられてから5年以上たっていることなど、他の法令を参考に、管理業を営む者や役員に不適格性がないことを求める。

○ その他、管理機関にはどのような要件が求められるか。